

三好市学校給食センター及び共同調理場における給食用物資納入業者登録基準

三好市学校給食センター及び共同調理場において使用する学校給食用物資の納入業者の登録基準は、次のとおりとする。登録に当たっては、市内業者の育成に留意し、特に不利益又は不公平とならないよう公正に審査するものとする。

(登録の基準)

納入業者の登録の基準は、次のとおりとする。

(1) 全般的事項

- ア 学校給食の趣旨を理解し、「学校給食衛生管理基準」に基づき、三好市学校給食の運営に協力すること。
- イ 三好市内に事業所があること。又は徳島県内に本店、支店及び営業所又は製造加工の施設を有し、迅速かつ適切に連絡調整及び配送ができる体制を有していること。
- ウ 三好市暴力団排除条例（平成24年3月29日条例第1号）に則り、暴力団、暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体でないこと。
- エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- オ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）ではないこと。

(2) 経営状況等

- ア 営業経歴、経営状態が良好であり、引き続き2年以上その営業に従事していること。
- イ 納税義務が履行されていること。
- ウ 常時営業を行い、販売実績をあげていること。
- エ 固定された営業施設を有すること。
- オ 所要量を充たし得る仕入れ、製造及び加工能力があること。
- カ 物資の調達に支障のない程度の従業員及び輸送能力があること。
- キ 指示された期日、時刻及び場所に所要量の物資を納入できること。

(3) 衛生状況等

- ア 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可を受けた業種にあっては、所管する保健所の食品衛生監視票の総合点が81点以上であること。
- イ 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
- ウ 従業員の健康管理及び衛生研修が十分行われていること。
- エ 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備が完備していること。